

第三十三号議案

江戸川区地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例
区条例第四十一号の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。